

「除菌マーク」の運用について



平成 25 年 4 月 1 日制定

1. 除菌マークの使用申請・条件について

- 1.1 「除菌マーク」を使用する会員は事務局に「除菌マーク使用申請書」を提出する。
- 1.2 「除菌マーク使用申請書」には、「除菌マーク」を表示する全ての商品名を記載する。(入数違いなども個別に記載すること。)
- 1.3 「除菌マーク使用申請書」には、商品に表示される発売元及び/又は製造元を記載する。これにより発売元又は製造元が会員以外であっても、「除菌マーク」の使用を認める。
- 1.4 事務局が、申請書を確認し、除菌マークの版下原稿(電子データ)を送付する。(同一会員の二回目以降の申請は確認のみ。)
- 1.5 「除菌マーク」表示製品が自主基準に適合しないことが判明した場合は、申請会員の責任により、「除菌マーク」の使用を中止すること。

2. 除菌マークの表示について

- 2.1 色：指定しない
- 2.2 サイズ及び記載場所：識字可能なサイズ以上とし、記載場所については、パッケージの裏表を問わないが、全体としてブランド名と誤認を与えないよう配慮すること。

3. 除菌性能証明書について

- 3.1 平成25年4月1日施行後、猶予期間が終了する平成27年3月31日以降、日本清浄紙綿類工業会(以下日清工)では、除菌マークが付いている対象品を選定し、随時、自主基準値を満たしている証明書の提出を求める。
- 3.2 提出を求められた場合、2週間以内に事務局に提出のこと。
- 3.3 除菌性能証明書は検体が同等であることを証明すれば、入数違いや包装違いについては商品名ごとでなくてもよい。
- 3.4 提出が無い場合、日清工より警告し、証明書の提出を求める。
- 3.5 基準を満たしていない場合には、マークの使用を中止するか、改善の勧告を行う。

4. 試験機関について

- 4.1 日清工が認定した試験機関*で試験を行うこと。

*日清工が認定した試験機関：

- ・ 過去2年間又は現時点で、抗菌にかかわる試験に関し、工業標準化法に基づく試験所認定制度(JNLA)、または、それに相当する公的制度で認定されている試験機関であること。
- ・ 上記要件を満たした試験機関で、日清工が定める技能試験(ウェットワイパー類の除菌性能試験方法 付録VI参照)に合格し、日清工が本除菌試験を行う能力があると認めた試験機関。

尚、本試験対応可能な外部試験機関を別紙に記載しましたので、参考にしてください。